別添４

# 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者決定基準

## Ⅰ　申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

ア　北海道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること

＊団体を構成員とする連合体（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、すべての構成員が道内に事業所又は事務所を有することを要件とします。

イ　道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手続条例施行規則」という。）第５条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。

なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手続条例施行規則第５条＞

**（欠格事項）**

**第５条　知事は、条例第４条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。**

第１号　当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない団体

第２号　当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア　公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

第３号　破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人

第４号　次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人

ア　道の知事

イ　道議会の議員

(3) 負担金限度額（失格事項）

道が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で**（調整中）円**を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件（失格事項）

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　申請者が本施設について複数の申請をしている場合

①単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合

②コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合

イ　申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

①　本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの

②　記載事項に不備があるもの

a　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの

b　記載すべき事項の一部が記載されていないもの

c　虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

## Ⅱ　選定基準及び審査項目

(1) 選定基準

ア　最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第４条第１号から第４号までに規定するもの及び同条第５号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

＜指定手続条例第４条＞

**（選定）**

**第４条　知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。**

第１号　正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。

第２号　業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

第３号　業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

第４号　収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

第５号　前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ　本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第４条第５号に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める基準は、次のとおりとする。

**試験機器の利用者に対して、的確な指導が行えること。**

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第４条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の２種類とする。

## Ⅲ　審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表１に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表２に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア　審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表３に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ　評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表４（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点第２位までを有効数値とする。

(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領第５条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

なお、順位付けの方法は次の方法によることとする。

ア　選定委員会は、加点項目審査において最高得点をつけた委員数が最も多い申請者を最適な候補者として決定する。

イ　アの委員数が同数の場合等、選定委員会がアの手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、委員数が最も多い申請者のうち、加点項目審査の合計得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。

ウ　イの合計得点が同点の場合等、選定委員会がイの手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、合計得点が最も高い申請者のうち、加点項目審査における価格点の得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。

エ　ウの価格点の得点が同点の場合等、選定委員会がウの手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、価格点の得点が最も高い申請者のうちから、抽選により最適な候補者を決定する。なお、抽選の方法等については、選定委員会において別途決定する。

**＜参考＞**

**指定管理者候補者決定までの事務の流れ**

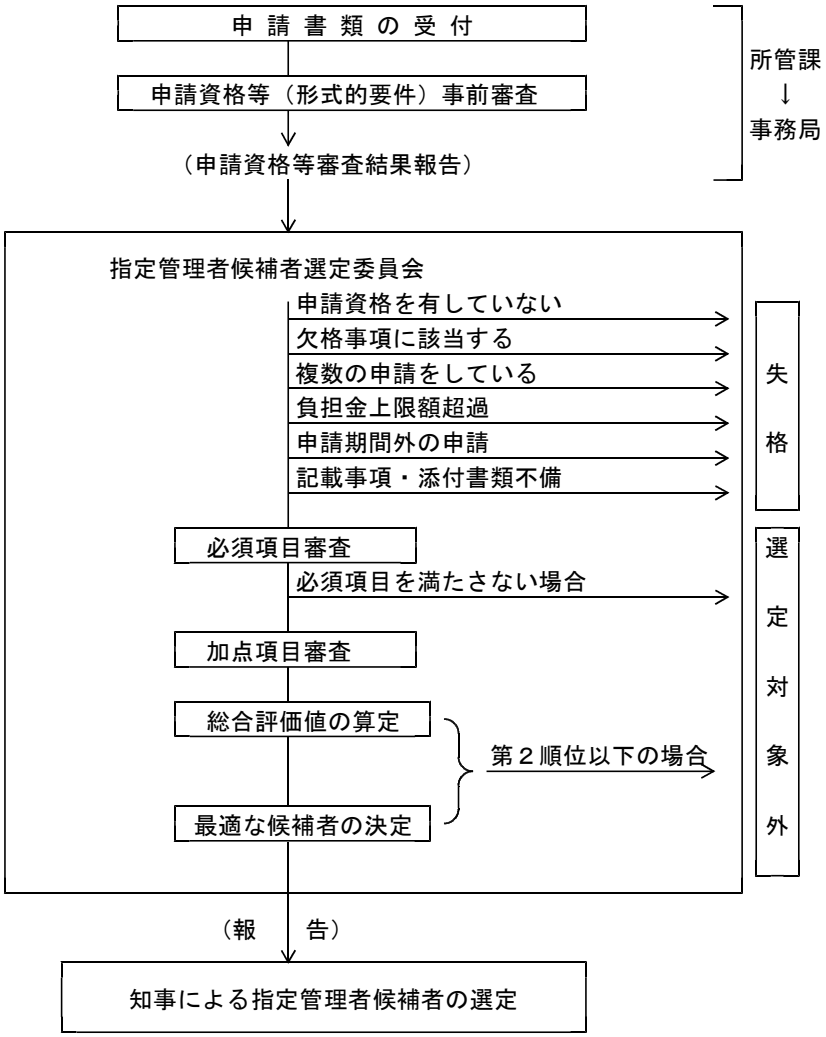

【表１】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

**申請資格等（形式的要件）審査項目**

**①申請資格を有していること**
**②欠格事項に該当しないこと**
**③複数の申請をしていないこと**
**④収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること**
**⑤申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること ※１**
**⑥申請書類の記載事項に不備がないこと ※１**

| 申請資格 | | 説明 | 単体 | ｺﾝｿｰｼｱﾑ（構成員） |
|---|---|---|---|---|
| ア | 団体であること。 | 法人であるかどうかは問わない。 | ○ | ○ |
| | 北海道内に事業所又は事務所を有すること。 | 本店や主たる営業所に限定しない。 | ○ | ○ **※注２** |
| イ | 道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。 | | ○ | ○ |

| 欠格事項 | | 単体 | ｺﾝｿｰｼｱﾑ（構成員） |
|---|---|---|---|
| ア | 団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない団体 | ○ | ○ |
| イ | 団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体<br>① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者<br>② 破産者で復権を得ない者<br>③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者 | ○ | ○ |
| ウ | 破産宣告を受けた法人又は精算法人 | ○ | ○ |
| エ | 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人<br>ａ）道の知事<br>ｂ）道議会の議員 | ○ | ○ |

**※注１　申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。**
**※注２　コンソーシアムの場合、全ての構成員が、道内に事業所又は事務所を有すること。**

【表2】必須項目審査に係る審査項目

| 選　定　基　準 | 必　須　審　査　項　目 | 適合状況※<br>（主な審査資料） |
|---|---|---|
| ①正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。 | 【平等利用の確保】<br>ａ）利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと | （業務計画書） |
| ②業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 | 【法令等の遵守】<br>ａ）関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと<br>【要求水準の充足】<br>ｂ）業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること<br>ｃ）利用件数の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること<br>【安全確保等】<br>ｄ）試験機器を含む施設全体に関する事故防止策を定めていること<br>ｅ）利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること<br>【道全体として取り組むべき課題への対応】<br>ｆ）道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の３～６に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること<br>ｇ）ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること | （業務計画書） |
| ③業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。 | 【維持管理業務実施体制の確立】<br>ａ）責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること<br>ｂ）要求水準に定める管理に必要な人員数を充たしていること<br>【資産及び財務の状況】<br>ｃ）過去１年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと<br>ｄ）道税､消費税及び地方消費税の滞納がないこと<br>【法令遵守能力等】<br>ｅ）団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること<br>ｆ）役員等（法人でない団体にあっては、代表者）に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがいないこと<br>ｇ）団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと<br>ｈ）社会保険等の届出義務を履行していること | （業務計画書）<br><br>（財務関係資料）<br>（納税証明書）<br>（定款・寄付行為、誓約書等）<br>（誓約書等）<br>（役員名簿、誓約書等）<br>（社会保険等届出義務履行証明書等） |
| ④収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。 | 【収支計画の妥当性】<br>ａ）事業計画と収支計画が整合していること<br>ｂ）各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと<br>ｃ）年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと | （業務計画書、収支計画書） |
| ⑤前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準 | ａ）施設における全ての試験機器について、取扱う能力を有すること<br>（令和９年４月１日までに取扱うことができるように準備できることを含む） | （業務計画書等） |

※申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認する。

【表3】

加点項目審査の審査項目及び配点表

| | 審　　査　　項　　目 | 配点 |
|---|---|---|
| 条例第四条関係（一号から四号） | 1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。 | **5** |
| | ①施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること。 | （5） |
| | 2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 | **35** |
| | ① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。 | （5） |
| | ② 施設利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。 | （10） |
| | ③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。 | （5） |
| | ④ 維持管理コスト縮減の方策が適切であること。 | （5） |
| | ⑤ 施設の環境や整備の改善等、施設の魅力向上に資する取組の提案があり、安定的な施設運営が期待できること。 | （5） |
| | ⑥ 地元企業や研究団体等との連携を図り、情報発信・提供を行うこと。 | （5） |
| | 3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。 | **15** |
| | ① スタッフ配置体制及びスタッフ教育が充実していること。 | （5） |
| | ② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。 | （10） |
| | 4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。 | **20** |
| | ① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。 | （15） |
| | ② 収支計画書の内容が適切であること。 | （5） |
| （五号） | 5 施設の特性又は目的に応じて定める基準。 | **25** |
| | ① 社会経済情勢を踏まえた料金設定となっていること。 | （5） |
| | ② 施設の性質や利用実態に応じた料金形態となっていること。 | （5） |
| | ③ 施設における全ての試験機器について、利用者への的確な指導が行えること。 | （15） |
| | 合　　計 | 100 |

※審査する項目及び配点については、道が応募者の創意工夫を期待する度合いに応じて設定しており、配点を高く設定した審査項目は、期待の度合いが大きいことを示している。なお、審査の客観性を確保するため、必要に応じて、審査の項目ごとに、具体的な「加点項目審査に係る評価の視点」（８ページ）を明示している。

**【表4】** 評価方法

①定性的評価項目に対する五段階評価

| 加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準） | | | 評価レベル | 得点化方法 |
|---|---|---|---|---|
| 当該評価項目についての十分な理解・認識に基づく提案の的確さ | 有効性、合理性 | 具体性（実現性）、斬新性 | | |
| 非常に的確 | 非常に優れている | 非常に優れている | A | 配点×1.00 |
| 的確 | 優れている | 優れている | B | 配点×0.75 |
| おおむね的確 | おおむね水準を満たしている | おおむね水準を満たしている | C | 配点×0.50 |
| 理解・認識が認められる。 | あまり認められない | あまり認められない | D | 配点×0.25 |
| 理解・認識がなく、加点水準に達していない。 | 認められない | 認められない | E | 配点×0.00 |

②価格に対する評価（最低入札価格除算方式）

＜考え方＞

「道が支払う管理費用の総額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額（５カ年の総額））」が予定価格の範囲内で最低限を提案した申請者を１位とし、配点を満度に付与する。

他の申請者の得点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。

＜算出例（最低入札価格除算方式）＞

配点が１５点の場合

Ａ社提案 ：道が支払う管理費用総額 ５０，０００千円（最低価格１番札）
→得点 １５点×1.00＝１５点

Ｂ社提案 ：道が支払う管理費用総額 ５５，６００千円
→得点 １５点×５０，０００千円／５５，６００千円（２番札）
＝１３．４８９点≒１３．４９点（小数点以下第３位四捨五入）

端数については、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを有効数値とする。

［別記］

# 加点審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、達成率（満足度）に応じて、【表４】により評価を行う。

ただし、４の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表４「評価方法」中、「最低入札価格除算方式」による。

**【評価事項の視点】**

１ 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。

① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること。〔配点５点〕

（評価事項）

ａ　特定の個人、団体を優先することにならない。

ｂ　利用承認や利用料金の設定に不当な利用拒否又は不平等な取り扱いが行われる恐れがない。

ｃ　平等利用を確保するための具体的手法が盛り込まれている。

２ 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。〔配点５点〕

（評価事項）

ａ　管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。

ｂ　公平性、合理性が図られ、利用しやすい料金設定となっている。

ｃ　その他利用者増加に関する優れた提案がなされている。

② 施設利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。〔配点１０点〕

（評価事項）

ａ　管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。

ｂ　インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容、行事内容等）が充実している。

ｃ　利用者のニーズの把握や苦情処理等に関して適切な方策が示されている。

ｄ　その他、利用者へのサービス提供への配慮についての優れた提案がなされている。

ｅ　道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」以外の温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組が提案されている。

ｆ　利用者の利便性向上のため、施設利用に係る申請などの手続きについてオンライン化やキャッシュレス決済の導入などが予定（実施）されている。

③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。〔配点５点〕

（評価事項）

ａ　行為の禁止に対する具体的な方策が盛り込まれている（北海道立地域食品加工技術センター条例）。

ｂ　個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）の適正な管理のための措置が講じられている（北海道個人情報保護条例）。

ｃ　防火管理者を定めるほか防火管理上適切な措置が盛り込まれている（消防法）。

ｄ　生活環境保全、ゴミの減量化、その他公衆衛生の向上に関する方針が示されている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）。

④ 維持管理コスト縮減の方策が適切であること。〔配点５点〕

（評価事項）

ａ　管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。

ｂ　光熱水費等の節約及び効率的な執行に関する提案がなされている。

ｃ　省エネ、リサイクル、環境に対する配慮（地球温暖化対策）が提案されている。

d　施設管理経費の効率的な執行に関する提案がなされている。
e　人件費、労務費の縮減に関する有効な提案がなされている。

⑤ 施設の環境や整備の改善等、施設の魅力向上に資する取組の提案があり、安定的な施設運営が期待できること。〔配点５点〕
（評価事項）
a　提案の内容が施設の設置目的や特性を踏まえた具体的かつ実現可能なものである。
b　施設の安定的な運営に寄与する提案となっている。

⑥ 地元企業や研究団体等との連携を図り、情報発信・提供を行うこと。〔配点５点〕
（評価事項）
a　施設の設置目的である地域における食品加工技術の高度化の促進を図るため、地元企業や研究団体等との連携を図ることが期待できる。
b　施設における食品関連の各種情報を幅広く発信、提供することが期待できる。

３ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
① スタッフ配置体制及びスタッフ教育が充実していること。〔配点５点〕
（評価事項）
a　利用者の安全管理、充実したサービスを効果的に実施する上で信頼に足るスタッフ体制である。
b　定期的な研修など、職員の資質向上のための教育が計画されている。
c　業務に関連する専門的な知識、経験や資格保有者を配置できる。

②　業務処理を安定して行うための能力を有していること。〔配点１０点〕
（評価事項）
a　財務諸表等により業務処理を安定して行うための十分な資金力が確認できる。
b　直接、間接を問わず、施設の管理運営実績があり、業務の経験を生かすことが期待できる。
c　直接、間接を問わず、設備保守業務の実績があり、業務の経験を生かすことが期待できる。
d　直接、間接を問わず、施設の警備又は清掃業務の実績があり、業務の経験を生かすことが期待できる。

４ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。〔配点１５点〕
（評価事項）
a　道が支払う管理費用の総額が、より安価なものである。
※【表4】の②「価格に対する評価（最低入札価格除算方式）」による。

② 収支計画書の内容が適切であること。〔配点５点〕
（評価事項）
a　収支計画書全体の項目や算出根拠が適切である。
b　維持管理又は運営に係る具体的なコスト縮減に配慮した収支計画であり、かつ、業務計画書と整合し、適切である。

５ 施設の特性又は目的に応じて定める基準。
① 社会経済情勢を踏まえた料金設定となっていること。〔配点５点〕
（評価事項）
a　料金設定の考え方が明確である。

ｂ　一般的な水準に照らして料金設定が妥当である。

② 施設の性質や利用実態に応じた料金体系となっていること。〔配点５点〕

（評価事項）

ａ　料金設定の考え方が明確である。

ｂ　一般的な水準に照らして料金設定が妥当である。

③ 施設における全ての試験機器について、利用者への的確な指導が行えること。〔配点１５点〕

（評価事項）

ａ　食品企業等において研究開発、食品加工、検査分析等の業務を行ったことがある、または、検査施設等において検査分析や利用者への指導等の業務を行ったことがある等、業務経験を生かすことが期待できる。